

## 「憲法の3つの顔」を考える他

森松 幹治 2016.7.6

憲法と法律はどのように違うのだろうか。その問いに端的に答えているのが表記木村草太教授の「憲法の3つの顔」だ。これに啓発されて、わたくしなりの「憲法の3つの顔」として日本国憲法を考えてみよう。

### 第一の顔 国内の最高法規

「最高法規」とは、どういうことだろうか。それは、その法律を無効にするための方法の違いによる。

普通の法律は、それと矛盾する別の法律ができた場合、新しい法律が優先される。これは、「後法は前法を廃する」と表現されるルールである。例えば、消費税法が税率5%と定めていても、新しい法律が8%と定めれば、税率は8%になる。これに対し、憲法典の場合は、それと矛盾する法律が新しく定められても、憲法の効力は失われず、逆に、新しくできた法律のほうが無効になる。憲法典を無効にするには、立法ではなく、憲法改正手続を経て憲法典そのものを変える必要があるのだ。

このように憲法典は、普通の法律よりも強い効力を持つ。このため、普通の法律と区別して、「最高法規」と呼ばれる。

木村草太教授「憲法の3つの顔」より抜粋

次頁の日本国憲法の構造（立憲民主サイクル）は、主権者国民と国家権力、憲法と法律の間に働く権力力学を図式化したものである。**主格は主権者国民、目的格は国家権力、国家権力は単に主権者国民の国家統治の代理人にすぎない。国家権力は憲法の支配を受け（縛られ）、反転して主権者国民は法の支配を受ける（縛られる）。**

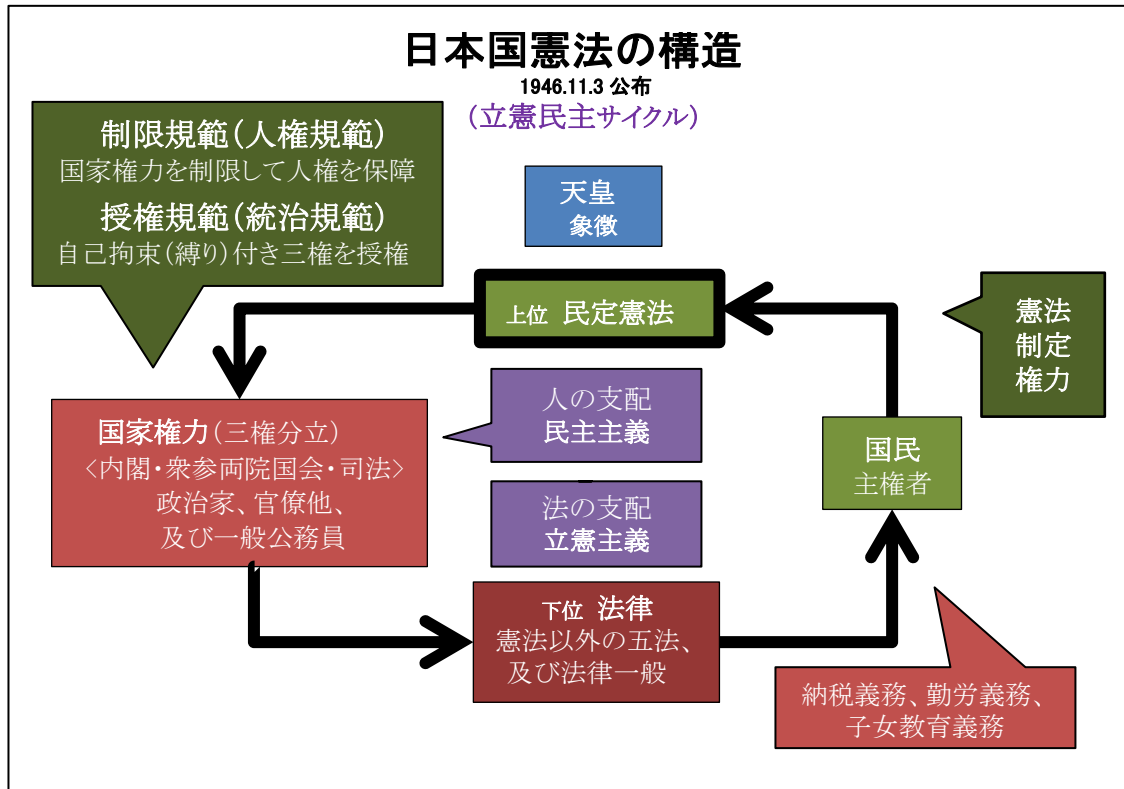
「日本国憲法の構造」は、国民主権者と国家権力（狭義には内閣）は同一水準の左右に位置する。この四つの間には、反時計方向 → 方向（立憲民主サイクル）に立憲民主力学が働く。立憲民主サイクルを一巡することにより、同時に主権者国民は国家権力の被統治者になる。

「天皇は、日本国民党統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく」により、この象徴天皇の位置付けと、**主権者国民が憲法制定権力を持つことにより日本国憲法は民定憲法とされる。**

**〔立憲主義〕** **近代憲法の方向性** 主権者国民から国家権力へ **主権者が、国家権力に対し自由と基本的人権を守らせることを主目的とする。**その本意から**主権者国民の権利拡張に重きを置き、義務に関する規程を少なく**している。国家権力（狭義には政府あるいは行政権力）には、権力行使にあたり**憲法の基本理念の枠内**という制限と、同時に**権力の濫用を防ぐ自己拘束（縛り）**が課せられる。

〔民主主義〕 17世紀のロックの社会契約説・民主主義の根本精神が、19世紀の「人民の、人民による、人民のための政治」リンカーンのゲティスバーグ演説(1863)に現れ、日本国憲法前文一段に取り入れられ、その後の各国の憲法に大きな影響を与えた。

主な法律の方向性 国家権力から主権者国民へ 「法令遵守の原則」が貫徹される。



## 第二の顔 外交宣言

国内の最高法規としての側面以外は、憲法を語る上でほとんど意識されないように思われる。しかし、冒頭にも述べた通り、**憲法典には、外国の人に対するメッセージを発信する文書、すなわち「外交宣言」としての側面もある。**

憲法典は、非常に公式性の強い文書であり、外国の人にも読まれる。憲法が、普通選挙や秘密投票など、民主主義のための制度をしっかりと規定していれば、外国の人に「この国はきちんとした民主国家らしい」という印象を与える。逆に、憲法が、言論弾圧や独裁政治を正当化する文言になっていたら、「強権的で人権侵害も平気で行う国なのだろう」という印象を与える。

独裁的な国家では、独裁者の都合でルールが突然大きく変わる危険がある。政府の借金が全て踏み倒される危険だってあるわけだ。そんな国家と好きこのんで取引をしてくれる外国や外国企業はなかなかいないだろう。そんなわけで、現代では、どんなに独裁的な国家でも、憲法典の建前上は「民主主義」とか「共和国」の看板を掲げることが多い。現代の国際社会に適合的な国家であることをアピールするのである。

そこを意識して読み直してみると、日本国憲法には、外交宣言として重要な文言がいくつも  
ある。例えば前文には、「**平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して**」と書かれている。

最近、この文言を「非現実的な理想主義」だと非難して、削除すべきだと主張する人がいる。  
確かに、外交は、利害得失と権謀術数が渦巻く厳しい世界である。しかし、それと同時に、**外交は儀礼・礼節の世界**でもある。どんなに激しい利害対立があっても、初めから「お前のことは信頼しない」などと宣言すれば、外交関係は無意味にギクシャクするだけだろう。どんな外交交渉も、まずは相手を尊重するところから始まる。日本国憲法は、そのために、「**外国の皆さんを信頼しています**」と挨拶しているわけである。この文言を削除するということは、外国に対し「お前らを信頼しない」と宣言するに等しい振る舞いであり、そういうメッセージを発信しても、失うものばかりで得るものは何もないだろう。

このように、**憲法典の文言は、国内の法律としての側面だけでなく、外交宣言としての側面も視野に入れて理解しなければならない。**国内のみの狭い視野で考えていたのでは、国際社会では生きていけない。

木村草太教授「憲法の3つの顔」より抜粋

近世ヨーロッパ諸国において、市民革命により絶対王政が打倒されて新体制が樹立され、各国の革命政府では**国民主権と自由と民主主義**を旗印とする夫々の憲法がつくられた。

日本では第二次世界大戦戦後、**天皇主権の明治憲法**が廃止され、**国民主権・人権保障・平和主義**の三大原則を基本理念とする日本国憲法がつくられた。

#### 現憲法前文一段目

冒頭に「日本国民」が登場し、主語に「日本国民」を据え、この文書の全体の性格を規定する。そして、「われらとわれらの子孫」が現在と将来を見据え、政府＝目的格が二度と戦争を起こさないという「**平和主義**」の誓いと、主権が国民に存する「**国民主権**」を高らかに宣言する。

#### 現憲法前文三段目

「恒久の平和」、「**平和を愛する諸国民**」、「**平和を維持**」、「**平和のうちに生きる権利**」と重ね、さらに「国際社会において、**名誉ある地位を占めたいと思ふ**」、と我が国が平和国家であることを宣言する。

### 第三の顔 歴史物語の象徴

憲法典は、戦争や革命など重大な歴史的イベントの中で作られ、「歴史物語の象徴」としての側面を持ってしまふことが一般的である。例えば、**フランス人権宣言**（これは現在のフランス憲法の一部になっている）は**1789年の大革命の歴史**を象徴しているし、**アメリカ合衆国憲法**は**独立宣言（1776年）**に連なる建国の歴史を象徴している。そして、日本国憲法も、その例外

ではない。

憲法典には、こうした歴史物語の象徴としての側面があるため、他の法律と異なり、熱烈な愛着や激しい憎悪の対象となり得る。それゆえ、明らかに法律文書としての欠点があるのに改憲反対の議論が横行したり、逆に、変える必要もないのに強固な改憲論が渦巻いたりする。合理的な精神を持つ人々は、憲法論から遠ざかり、ますます感情論だけが渦巻いてしまう。憲法典を巡る議論は、しばしば、不合理で感情的なものになり、建設的な提案が無視されてしまうのである。

木村草太教授「憲法の3つの顔」より抜粋

現憲法前文二段目、「そもそも国政は、①国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は②国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、・・・」と続き、

①ジョン・ロックの社会契約説に由来し、②リンカーンのゲティスバーグ演説(1863)「人民の、人民による、人民のための政治」を踏み、高遠な人類普遍の原理で受ける。ロックの社会契約説に由来するアメリカ独立宣言(1776)、アメリカ合衆国憲法(1787)、フランス人権宣言(1789)、国連憲章(1945)等は、それぞれ近代憲章を継承し、近代憲法の根幹を成す重要な文脈である。

現憲法前文及び第三章国民の権利及び義務は、日本国民にとってアメリカ独立宣言にも相当する日本人権宣言といえる。日本国民が世界に向けた公式な外交宣言書として、世界に誇るべき将来に亘り歴史の検証に堪えうる文書とすることができる。

そのために、日本国憲法は公布後、今日まで一度も改正されることなく戦後70年を経過し、今や現憲法は近代憲法における歴史的な文書になった。

### 「現憲法は占領下の押し付け憲法」という改憲勢力に対して

現憲法が押し付け憲法であろうがなかろうが、問題は憲法の三大基本的理念を含む内容である。これを是として戦争終結時の国会が明治憲法から現憲法への改憲を議決し、国民の大多数がこれを支持した。

憲法制定権力は、国家権力側ではなく主権者たる国民にある。現在、主権者国民からは改憲したいとする機運がほとんどない。むしろ改憲に反対が大多数である。

現憲法を占領下の押し付けという改憲勢力は、先の大戦の敗戦を認めないで、未だにこれを引きずる戦前の旧体制の生き残りかその子孫であろう。「戦後レジームからの脱却」を叫ぶ安倍首相は戦後の現憲法体制を否定しており、戦前の天皇を頂点とする社会秩序・国家体制(国体)の明治憲法体制に戻ろうとする願望が垣間見える。

### 「憲法の三つの顔」参考資料

木村草太首都大学東京教授「テレビが伝えない憲法の話」PHP新書

<http://shuchi.php.co.jp/article/1905?p=0>

## 権威と権力が織り成す政治体制の変遷

### 絶対王政時代の権威と権力の一重構造 立憲君主制、立憲民主制の権威と権力の二重構造

歴史上の主権者の国家統治について、権威と権力の両面から眺めてみる。

#### 絶対王政時代の王様の権威と権力の一重構造

近世絶対王政時代、王様は神の子であるとする「権威（王権神授説）と権力（実力）を合せもつ一重構造」の絶対王政の統治が行われた。その後、近代のヒットラーやムッソリーニの独裁者による独裁政治も「権威と権力を合せもつ一重構造」だった。

王様あるいは独裁者の「権威と権力」は、圧政に耐え兼ねた市民を含む被支配階級によって打倒され、革命政権が樹立された。フランスでは、王族を排除するために流血を伴ったフランス革命（市民革命）が起きた。そして革命政権樹立後に人権宣言と憲法がつくられた。

#### 立憲君主制の権威と権力の二重構造

後の西欧諸国の立憲君主制は13世紀イギリスが発端だった。当初、王様による権威と権力を合せ持つ絶対王政の統治が行われた。王様の権力の濫用に耐え兼ねた市民を含む貴族がマグナカルタ（大憲章）を王に突き付け、王様の権限を制限することを同意させた。その後、清教徒革命、名誉革命を経て、権利章典がつくられた。

その際に権力（実力）を伴わないで権威だけを持つ「権威と権力の二重構造」の王様が生き残った。これにより、立憲主義に基づく英国の「君臨すれども統治せず」の立憲君主制が確立した。

フランスでは、絶対王政を廃し、「権威と権力の二重構造」の立憲民主制（共和制）に大変革した。その際、主権者国民の投票により任期付きの大統領が選ばれ、王様に代わる権威となった。それに先立ちイギリスと独立戦争を戦ったアメリカは、市民革命後に主権者国民の投票により、任期付きの大統領が選ばれ権威を担うこととなった。

---

## 歴史上、権威と権力の二重構造の狭間で翻弄されてきた歴代天皇

### 明治維新前

平安初期、実力を持たない朝廷が蝦夷征討のために、神格的権威により武士の棟梁に征夷代将軍の称号を授け、臨時に蝦夷に遠征軍を派遣した。征夷代将軍は大伴弟麻呂・坂上田村麻呂・文屋綿麻呂などに始まる。鎌倉時代以後、室町、安土・桃山時代、江戸時代に至るまで、権力を握った武士の統領が征夷代将軍の称号を朝廷から受けて幕府を開き、統治してきた。

## 明治維新後

明治維新は幕藩体制の政治的・経済的行きづまりに閉塞感をもった下級武士達が中心になり起こしたもので、**西欧諸国のような市民階級による本来の市民革命ではなかった**。明治政府もまた、国家権力の正統性を維持するため権力を持たない天皇の権威を利用して明治政府を開らき、天皇制中央集権国家をつくった。明治政府が発足した頃、既に絶対王政は過去のものとなっていた。

政治体制は、地方分権的幕藩体制（権力は幕府）から天皇制中央集権体制（権力は明治政府）へ、権威は天皇のまま、「権威と権力二重構造」の内、権力を有する支配者が幕府から明治政府に入れ替わる。西欧諸国では、市民革命後に立憲君主制や共和制の政体がとられた。

## 大日本帝国憲法下の神格天皇

「**国を統治するために天皇を中心とした秩序と政体**」、明治維新前になかった考えを明治政府がつくりだした。

国は土地、人民、ふるさとで構成する。また天皇は万世一系の日本神話の天照大神の子孫であり、神勅により永久の日本の統治権が神から授権（日本型王権神授説・王は無謬性をもつ神の子）されたとする。後に現人神とされた。

明治政府は、諸外国と交際して行くために、体面上憲法が必要になった。政府は伊藤博文らを西欧諸国に派遣して導入を検討。憲法制定時に市民革命を経た西欧大陸諸国が採用する「君臨すれども統治せず」立憲君主制を取り入れた。

## 日本国憲法下の象徴天皇

日本では第二次世界大戦戦後、**天皇主権の明治憲法が廃止され、国民主権・人権保障・平和主義の三大原則を基本理念とする日本国憲法**がつくられた。その際に天皇は国民統合の国体元首から国民象徴に位置付けられ、**絶対王政に近い立憲君主制から立憲民主制へ統治体制が大変革した**。

1945.8.15の敗戦記念日をもって旧体制から新体制に革命的転換が行われたにより**8.15 占領下の擬制市民革命説**（宮沢俊義）がある。しかし、これは象徴天皇を受け入れる引き換えに旧支配層を温存させた。このことが後の日本の民主主義の発達に大きな影を落とした。8.18 革命は国民自ら獲得した本来の市民革命ではなかった。

日本国憲法をつくる際に、幣原元首相がマッカーサーと天皇の位置づけと戦争放棄条項について交渉した。戦前の外交官でもあった元首相の天皇観。

元来天皇は権力の座になかったのであり、又なかったからこそ続いてきたのだ。もし天皇が権力を持ったら、何かの失政があった場合、当然責任問題が起って倒れる。世襲制度である以上、常に偉人ばかりとは限らない。日の丸は日本の象徴であるが、天皇は日の丸の旗を護持する神主のようなものであって、むしろそれが天皇本来の昔に還ったものであり、その方が天皇のためにも日本のためにもよいと僕は思う。

幣原元首相が語った日本国憲法 - 戦争放棄条項等の生まれた事情について

<http://www.benricho.org/kenpou/shidehara-9jyou.html>

#### 自民党改憲草案の天皇条項について、明治憲法と同じ元首に戻そうとする現政権の意図

明治憲法制定時に、天皇は自らの意図に関わりなく明治政府権力によって元首とされた。それと同様なことを現政権は、天皇の意志を確認することなくこれを行おうとしている。(確かに、天皇は国事行為を行わないと現憲法が定めているが)

日本国民には基本的人権があり、参政権と被参政権がある。象徴天皇もまた特別な日本国民である。天皇には、この自らの身分を規定する現政権の改憲意図に意見をいう権利はないのだろうか。

このような現政権の改憲企ては、敗戦終結時に敗戦国として昭和天皇が象徴天皇を受け入れた意志を踏みにじり、国家権力が勝手に天皇の位置づけを、戦前の明治憲法のそれに戻す恐るべき僭越行為であるといわなければならない。

以上

## (参考)大日本帝国憲法と日本国憲法の主要な比較

たむたむ(太夢・多夢)ホームページ

<http://tamutamu2011.kuronowish.com/> 抜粋(一部加筆)

	比較項目	<u>大日本帝国憲法</u>	<u>日本国憲法</u>	
	公 布	1889.2.11 (明治 22)	1946.11.3 (昭和 21)	
	施 行	1890.11.29 (明治 23)	1947.5.3 (昭和 22)	
	参考にした憲法	<u>ワイマール憲法 (1919年)</u>	アメリカ合衆国憲法 (1788年) をはじめ各国の憲法及び日本人の憲法草案	
制 定 過 程	制定の契機 (背景・動機)	<u>近代国家の樹立・自由民権運動の高揚</u>	<u>ポツダム宣言の受諾 (無条件降伏)</u>	
	制定の中心	伊藤博文を主に (井上毅・伊東巳代治・金子堅太郎)	連合軍総司令部 (GHQ) (マッカーサー)	
	制定の方法	秘密主義・国民の関与なし  <u>天皇が臣民に与える</u>	日本国政府 (幣原喜重郎・吉田茂首相)  <u>国会で審議 (芦田均憲法改正委員会委員長)</u>	
形 式	形 式	<u>欽定・硬性</u> ・成文憲法  <u>最高法規 (皇室典範との二元性)</u>	民定・硬性・成文憲法  最高法規 (一元性)	
	主 権	<u>天皇主権 (1条)</u>	国民主権 (前文・1条)	
内 容	<u>天 皇</u>	神聖不可侵。統治権を総攬する元首 (4条) 天皇の大権としての陸海軍の統帥権 (11条)	象徴天皇制 <u>日本国と日本国民統合の象徴 (1条)</u>	
	戦争と平和	<b>戦争条項</b> 国民の兵役の義務 (徴兵制 [招集令状]) (20条)	<b>平和条項 (平和主義)</b> 戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認 (前文・9条)	
	基本的人権		<u>恩恵的な臣民の権利・法律による制限・自由権的基本権が中心 (22条以下)</u>	<u>基本的人権は不可侵で永久の権利 (11条)</u>
				国政上最大限に尊重 (13条)
				<u>法の下での平等 (14条)</u>
				<u>選挙権の平等 (15条)</u>
女性 の 選 挙 権 否 定			<u>男女平等 (24条)</u>	
			<u>生存権的基本権 (社会権) を含む (25条)</u>	
国 会	天皇の協賛機関 (5条)・天	<u>国権の最高機関・唯一の立法機関</u>		



(立法)	皇に緊急命令、独立命令発布権 (9条)	<a href="#">(41条)</a>
	二院制だが、一院 (貴族院) は勅任議員 (特権階級の代表) (33条・34条)	二院制で両院とも国民の代表 (42条)・衆議院の優越 (59条等)
	国政調査権なし	<a href="#">両院に国政調査権 (62条)</a>
	内閣については規定 (成文) なく、天皇の輔弼機関 (55条)	行政権の最高機関 (65条)
内閣 (行政)	<a href="#">首相は元老などの推薦に基づいて天皇が任命</a>	議院内閣制・首相は国会議員の中から国会で指名 (67条)
	枢密院の存在 (56条)	国民の代表である国会に対し、連帯して責任を負う (66条)
裁判所 (司法)	天皇に対して責任を負う	<a href="#">司法権の行使・特別裁判所は設置できない (76条)</a>
	天皇の名において裁判を行う (57条)・特別裁判所あり (60条)	<a href="#">違憲立法審査権 (81条)</a>
	違憲立法審査権なし	<a href="#">最高裁判所裁判官の国民審査 (79条)</a>
財 政	<a href="#">予算不成立の場合、前年度予算の施行が可能 (71条)</a>	国会で予算不成立の場合、支出は不可能 (83条)
	<a href="#">緊急処分により課税・支出が可能 (70条)</a>	国会の議決なしでは課税・支出等は不可能 (84・85条)
地方自治	規定なし	<a href="#">地方自治の本旨を尊重 (92条)</a>
	中央集権の色彩強く、中央政府の単なる下請機関	自治体の長 (首長)・議員の直接選挙 (93条)
	首長は政府が任命	特別法に対する住民投票 (95条)
憲法改正	<a href="#">天皇の発議・国会の議決 (73条)</a>	<a href="#">国会の発議・国民投票 (96条)</a>
最高法規	規定なし	<a href="#">基本的人権の尊重・憲法の最高法規性 (97条)</a>
		条約・国際法規の遵守 (98条)
		<a href="#">憲法尊重擁護義務 (99条)</a>